

(仮称) 生駒市エネルギービジョンの構成イメージ (案)

1 策定の背景 (地域におけるエネルギー政策の必要性)

- (1) エネルギーを取り巻く状況
- ① 地球温暖化の急激な進展と対応の必要性
 - ② 東日本大震災が突きつけた課題
 - ・原子力発電の安全性等の前提が崩壊
 - ※生駒市の要望行動：議会での請願可決を受け、原発の稼働中止を申入
 - ・電力をはじめとしたエネルギー供給の不安定化
- (2) 地域におけるエネルギー政策の必要性
- エネルギー利活用のあり方を地域レベルで確立することが必要
- ① エネルギーの安定供給の確保と効率的な利用
 - ② 自立分散型エネルギーシステムの推進
- ↓
- ※持続可能で安全・安心な地域に根ざしたエネルギー環境へ

2 エネルギービジョンの目的 (目指す姿)

- (1) エネルギーを中心とした地域内循環の確立
- ・エネルギーの地産地消
 - 市内でエネルギーを生産・消費→地域に還元
 - ヒト、モノ、カネ、エネルギーの地域内での循環
- (2) 低炭素・低エネルギー型住宅都市のモデル確立
- ・住宅都市である生駒市の特色を踏まえ、最大の資源である市民力で全国の都市近郊住宅都市で活用可能なエネルギー施策のモデルを構築する
- (3) エネルギーセキュリティの確保
- ・災害時等に最低限必要なエネルギー供給システムの構築

3 エネルギービジョンの位置付け

- (1) 生駒市環境基本計画との関連
- 環境基本計画を上位計画とし、同計画が掲げる総合ビジョンと分野別ビジョンの実現に向けて、エネルギー分野に特化した考え方と目標、主要施策を取りまとめる。
- (2) 民生部門に重点化した計画
- 生駒市のエネルギー消費は、7割が家庭や業務の民生部門が占めることから、個々の家庭や店舗での創エネ・省エネの促進につながる施策を中心とした計画とする。

4 生駒市の現状 (資料2参照)

(1) 地域特性

- ① 人口・世帯数
推移と推計
- ② 土地利用状況
地目ごとの割合
- ③ 住居の種類
一戸建、共同住宅、長屋建の割合
- ④ 自動車登録台数
登録台数の推移

(2) エネルギーの状況

- ① エネルギー消費の状況
部門別・エネルギー起源別の消費量の推移・割合
 - ・市域の電力使用量の推移
 - ・市域の都市ガス使用量の推移
- ② 太陽光発電システムの普及状況
発電出力・件数の推移
普及率の比較：市・県・全国
 - ・市域の電力使用量に占める割合
- ③ 公共施設における再生可能エネルギーの導入状況
太陽光発電、小水力発電、バイオマス利用

5 生駒市のポテンシャル (資料2参照)

市域の特性に即したエネルギー施策を展開するため、次のエネルギーについて導入可能性を検討する。

再生可能エネルギー	太陽エネルギー (発電・熱利用)
	風力エネルギー (発電)
	バイオマスエネルギー (発電・熱利用)
	小水力エネルギー (発電)
エネルギー高度利用	コージェネレーション (燃料電池等)
	クリーンエネルギー自動車

(1) 再生可能エネルギーの導入可能性

- ① 太陽エネルギーの賦存量・利用可能量
(参考：生駒市と全国平均との比較) 日射量・日照時間
- ② 風力エネルギーの賦存量・利用可能量
- ③ バイオマスエネルギーの賦存量・利用可能量
- ④ 小水力エネルギーの賦存量・利用可能量

(2) エネルギー高度利用の導入可能性

- ① コージェネレーション
- ② クリーンエネルギー自動車

(3) 建築物のエネルギー効率化の可能性

6 エネルギー施策の基本方針

(1) 再生可能エネルギーの導入加速化

住宅や事業所の屋根をフル活用した太陽光発電の普及など

(2) ライフスタイルの転換とエコ教育の推進

「環境に優しい住宅都市」にふさわしい暮らしのあり方を創出

(3) 住宅など建物のエネルギー性能向上

環境に配慮した建物・住宅団地への誘導

(4) 安心・安全なエネルギー環境の構築

避難場所への設備整備など災害・停電時のエネルギー確保

7 計画期間

(1) 中長期の目標年度：平成 42（2030）年度

(2) 本計画による短期の事業取組期間：平成 30（2018）年度までの 5 年間

（参考）環境基本計画の目標年次：平成 30（2018）年度

8 目標

(1) 行動目標（2030 年度の都市イメージ）

（例）エネルギーを賢く利用し、安心・安全で持続的に成長できる都市

(2) 数値目標

① 2018 年度（短期）

長期の目標と短期の事業計画の内容を踏まえて設定

② 2030 年度（長期）

（現時点の想定案）

・市域の再生可能エネルギー導入割合：6 倍以上

（太陽光発電の普及率） 4.8%（2011 年度）→30%（2030 年度）

・市域のエネルギー消費量削減割合：20%以上

省エネ行動（ライフスタイルの転換）＋建築物の効率化

9 目標達成に向けた主な取組（エネルギー施策の枠組）

※創エネ・省エネ等の施策の枠組と具体的な事業の例示

※ 内は、主な既存事業及び実施が見込まれる事業

(1) 生駒の特性に応じた再生可能エネルギー等の導入拡大

① 太陽エネルギー

- ・ 市民への太陽光発電システム設置補助
1 件当たり 10 万円×300 件
- ・ 自治会集会所への太陽光発電システム設置補助
工事総額の 3/10（100 万円限度）補助
（実施見込）
- ・ 太陽光発電の立地適正診断の実施
事務所、工場等への現地調査とシミュレーション
- ・ 産業用太陽光発電についてのセミナーの開催
- ・ 市民ファンドの手法による市民共同発電所の整備
- ・ NPO 法人・都市間の連携で市民出資の太陽光発電所を整備
NPO 法人環境自治体会議環境政策研究所による「おひさまエネルギー助け合い
ファンド」に参画

② 小水力

- ・ 上水道施設での小水力発電（山崎浄水場）
県営水道からの受水の流れを利用した小水力発電設備を H25.3 月に設置
発電出力：40 kW 年間発電量：35 万 kWh FIT を利用

③ バイオマス

- ・ し尿・浄化槽汚泥処理施設「エコパーク 21」での発電・熱供給

④ コージェネレーション等

- ・ 市民への家庭用燃料電池（エネファーム）設置補助
1 件当たり 10 万円×50 件

※その他

- ・ 再生可能エネルギー電気供給を行う中小事業者への低利融資制度
融資上限 1 億円 利子（年利 1%相当）と債務保証料（1/2）を補給

(2) 低炭素なまちづくりと暮らし方の推進

① 省エネルギー対策の更なる推進

- ・ 防犯灯・街路灯の一斉 LED 化
自治会が管理していた防犯灯を市に移管し、1 万 1 千灯を一斉に LED 化
- ・ 環境マネジメントシステムの実践
環境自治体スタンダード (LAS-E) の規格により、市民が目標設定と監査に参画する環境施策の管理システム
- ・ 節電の取組
[公共施設] H24 夏 (7~8 月) : H22 比 27.3%削減
夏季休暇の一斉取得による平日閉庁 (H24 : 4 日間・H25 : 2 日間)、空調機器の管理の徹底 (28℃)、照明を LED 照明に更新等
[市民向け] 省エネ家電買換え補助金・市民節電グランプリ・プール等の無料開放
- ・ 家庭への働きかけ
環境家計簿 : 光熱水費等を半年間記録して結果を診断
太陽光発電補助金受給者などに広く呼びかけ
小中学生エコチェック隊 : 家庭での省エネチェックを全小中学校の生徒に配布
- ・ 「家庭の電力使用量見える化実験」 : 低炭素社会戦略センター (LCS) と共同実施
スマートメーター (電力計測機器) を家庭に無料貸出
電力使用状況を家庭のパソコンで確認 効果的な省エネ対策の立案

② 建築物のエネルギー性能向上

- ・ 住宅の省エネルギー改修への補助
窓の断熱改修・これと併せて行う床・天井・壁の断熱改修
工事費用の 1/3 (上限 50 万円)

③ スマートコミュニティの構築

- ・ スマートコミュニティ推進特別要綱 (環境配慮型住宅開発支援制度)
一定規模 (50 戸) 以上の宅地開発で、エコ住宅開発を認証し、奨励金を支給 (100 万円/戸) H24. 11 月に第 1 号としてミサワホームの白庭みなみ丘
(エネルギー) : 太陽光発電設備の全戸設置、蓄電池、エネファーム、スマートメーター、HEMS 等
(住宅の品質) : 長期優良住宅認定、低炭素仕様
(緑化等) : 公園の中心部への配置、一定の緑被率等の確保

④ エネルギー効率の高い交通手段の促進

- (実施検討)
・ 電気自動車、プラグインハイブリッド車等の導入促進

⑤ 環境教育・啓発の推進

- ・ スーパーエコスクール実証事業
学校の大規模改修にあわせたエコ改修 文科省の事業として全国で 3 校採択
鹿ノ台中学校
- ・ 学校エコボーナス制度
環境への取組（光熱水費の削減率）に応じて各小中学校・幼稚園に予算を配分
- ・ エコ体験授業の実践
事業者との連携による小学校、幼稚園・保育園での体験学習
- ・ 私立保育所省エネルギー化推進補助
再生可能エネルギー、省エネ機器の導入

(3) エネルギーセキュリティの確保

① 公共施設等への再生可能エネルギー導入促進（防災拠点の機能強化）

- ・ コミュニティ施設や小中学校などに太陽光発電を順次導入：現在 7 箇所
（実施見込）
- ・ 市立病院における太陽光発電、コージェネレーションの導入
- ・ スーパーエコスクール実証事業での再生可能エネルギー導入

10 エネルギービジョンの推進体制

(1) 推進組織

行政・市民・事業者がそれぞれの役割を果たしつつ、多様な地域主体の連携による推進組織を設置し、意見の集約と全市的な展開を図る。

(2) 進行管理

上記推進組織で各主体の取組を確認するほか、環境基本計画の関連計画として、市の各担当部局が「部の仕事目標」として、年度ごとの実施目標と成果を明確化する。人事評価制度の業務目標としても位置付ける。